

## 鯖江市お試し移住支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、鯖江市（以下「市」という。）における移住定住の促進を図ることを目的に、移住希望者の現地活動に要する宿泊費および移動費の一部に対し、予算の範囲内において交付する鯖江市お試し移住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年かつ福井県外に居住し、市内への移住を希望または検討している者をいう。
- (2) 宿泊施設 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設
  - イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がされた住宅
- (3) 現地活動 移住希望者による移住の実現に向けた人々の暮らし、産業、学校、病院等の住環境または生活環境の下見など市内への訪問活動をいう。
- (4) 同行者 移住希望者と同一世帯に属し、移住希望者とともに市内への移住を希望または検討し、現地活動を行う者をいう。
- (5) オンライン申請フォーム 市が指定する電子申請の方法をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、移住希望者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市と対面またはオンラインにより移住相談を行った者
- (2) 市内における住まい探し、仕事探し、移住に関する相談または生活環境の確認等を目的とした現地活動を行う者
- (3) 市内の宿泊施設に宿泊する者
- (4) 鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(5) 国、県その他地方公共団体等から当該補助金に類する補助その他の助成を受けていない者

(6) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、移住希望者および同行者が市内の宿泊施設において1泊分に要した経費（以下「宿泊費」という。）ならびに現地活動に要したレンタカー、タクシー、つつじバスおよびシェアサイクル等による移動に要した経費（以下「移動費」という。）とする。

2 宿泊費には、夕・朝食の食事代、サービスおよび附帯施設の利用料金等は含まないものとする。

3 宿泊費の対象となる同行者は、最大4名までとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて算出した額と補助上限額とのいずれか低い方の額とする。

2 前項の規定により100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の受給制限)

第6条 補助金の受給は、移住希望者および同行者一人当たり通算2回を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする移住希望者は、現地活動の開始日を起算日として10日前までに規則第4条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 移住相談票（様式第1号）

(2) 現地活動計画書（様式第2号）

(3) 移住希望者および同行者の居住地を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを審査し、交付の決定をしなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の審査の結果、補助金の交付を決定したときは、速やかに規則第6条に定める補助金等の交付額決定通知書により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）に通知しなければならない。

（現地活動の変更等）

第10条 補助対象者は、現地活動の内容を変更し、または中止するときは、次に掲げる書類により市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（1） 鯖江市お試し移住支援事業費補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）

（2） 現地活動変更計画書（様式第4号）

（報告）

第11条 補助対象者は、現地活動をオンライン申請フォームから報告するものとする。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、現地活動が完了した後、速やかに規則第12条に定める補助事業等完了報告書に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 宿泊費に係る領収書等の写し

（2） 移動費に係る領収書等の写し

（3） その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助事業等完了報告書の提出期限は、現地活動を完了した日から起算して1月を超えない日または当該補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条に定める補助金の確定通知書により補助対象者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第14条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、市長に対し、補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の返還等）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、または補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) この要綱に基づき提出された申請書、報告書等の内容が虚偽であったとき。
- (3) 補助対象者が、現地活動に関し法令に違反する行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を規則第16条第3項に規定する補助金等取消通知書により当該補助対象者に通知するものとする。

(遅延利息)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の返還を補助対象者に求めた場合において、返還すべき補助金が納付期限までに納付されないときは、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じてその未納付額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表 補助金の額

項目	補助率	補助上限額
宿泊 費	1 / 2 以内	(1) 12歳以上の者 5,000円/人 (2) 12歳未満の者 2,500円/人
移動 費	1 / 2 以内	(1) 移住希望者および 同行者が4名以下の 場合 4,000円/日 (2) 移住希望者および 同行者が5名以上の 場合 8,500円/日